２０２０年４月１０日

～毎月１０日は人権を考える日～

部落問題と部落史に学ぶ（その③）

制度としての差別の確立（江戸時代）

（人権のチラシ 2020 年 1 月 10 日号より）

中世の時代、非科学的・不合理な「ケガレ」と「キヨメ」の意識が社会構造や人々の生活と結びつき、「差別」が生まれてきたと言われています。そして、「ケガレをキヨメル」ことが必要になり、この役割を果たすことのできる「河原者（かわらもの）」といった人たちが登場してきます。

（人権のチラシ 2020 年 2 月 10 日号より）

戦国時代に入り、下剋上の世の中になりました。この時代、軍需品としての武具や馬具が大量に必要となりました。それによって、戦国大名たちは、皮を柔らかくする特別な技術をもち皮革業を生業としていた人たち（中世に河原者と呼ばれていた人たち等）を確保して保護する一方、被差別の身分に編成し統制していきました。しかし、「ケガレ意識」や、彼らと彼らの仕事に対する賤視の意識と差別はさらに強まっていったと考えられています。

江戸時代になり、中世に差別されていた人の一部、天災や飢饉などで土地を捨てた百姓の一部などが、被差別身分（※１）とされました。被差別部落の人々には、死んだ牛馬の処理や行刑役（ぎょうけいやく）（犯罪人の捜査・逮捕・刑の執行）などの「役」が課せられました。誇りをもって従事した役でしたが、その役によって他の身分の人々からは反感や憎悪、差別意識が助長される仕組みになっていました。

（「指導に役立つ『同和問題　基礎資料』」　愛媛県教育委員会人権教育課　より）

（※１）ここでは「賤称語（せんしょうご）」以外の言葉を使用しています。

「賤称語」・・・人間を差別するためにつくられ、使われた言葉。賤称語は、許されない差別語であること、学習や研修の場での使用以外に日常等で使用することは厳禁であることを理解しなければならない。

この時代は近世の幕府や藩のもと、政治的・制度的な差別として「固定」されていきます。それまであった人々の中にあった「賤視感」をもとに、「差別が当たり前の社会」として固定化し確立していったと言われています。

幕府や藩は「身分制度」によって人々を支配・管理しようとしました。つまり、「生まれによって身分を決める」ことにより、それにしたがって生きることをすべての人々に定めていきました。さらに、江戸時代には「宗門改帳（しゅうもんあらためちょう）」（※２）などがつくられ、この中に身分・住居・職業などが記録され引き継がれるため、固定化されたと言われています。その結果、身分に応じた生活が求められ、当然「差別」も生活の規範とさえされていきました。

江戸時代は、「人権」が無視された時代であり、現代の「民主社会」とは程遠いものと言えます。封建社会では「差別」することは、「日常的」であり、しかも「社会規範」として通用していたと思われます。同和対策審議会答申（昭和４０年）では、部落差別を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別」と言っています。現代は、その頃に比べれば歴史も発展し、当然当時形成された「差別」は解消していなくてはならないはずです。しかし、まだ「部落問題」の完全解決には至っていないことを厳しく問わなければならないと思います。

（※２）　江戸幕府によって行われた宗教政策により、民衆の信仰する宗教を調査し記録するような住民調査的なものがつくられました。また、「宗門人別改」という名称もありますが、これは「人別改」が、江戸中期以降に統合したようです。

（参考文献）　「部落史に学ぶ１」外川正明　解放出版　　「人間の輪」愛媛県人権教育協議会
「これでわかった！部落の歴史」上杉聰　解放出版
「指導に役立つ『同和問題　基礎資料』」愛媛県教育委員会人権教育課

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課